

改正案

現行

<p>(事故)</p> <p>第五条 法第四十二条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、有価証券の売買その他の取引等（法第四十二条の二第一項第一号に規定する有価証券の売買その他の取引等をいう。以下この条において同じ。）につき、証券会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者（以下「代表者等」という。）が、当該証券会社の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものを（以下「事故」という。）とする。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 電子情報処理組織の異常により、顧客の注文の執行を誤ること</p> <p>六 その他法令に違反する行為を行うこと</p> <p>(事故の確認が不要の場合)</p> <p>第六条 法第四十二条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 証券会社の代表者等が前条各号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円相当額を上回らない場合</p> <p>六 証券会社の代表者等が前条第四号又は第五号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合（前号に掲げる場合以外の場合であつて、証券会社に関する内閣府令（平成十年<sup>総理府</sup>大蔵省<sup>令</sup>第三十二号）第六十条第一項に規定する法定帳簿又は顧客の注文内容の記録により事故であることが明らかである場合に限る。）</p> <p>2 証券会社は、前項第五号又は第六号の規定に該当する場合の事故について、当該事故の発生した本店又はその他の営業所を管轄する財務局長又は福岡財務支局長の確認を得ずに顧客に対して財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供したときは、当該申込み、約束又は提供をした日の属する月の翌月末までに、第八条に定める事項につ</p>	<p>(事故)</p> <p>第五条 同 上</p> <p>五 同 新 上 設 上</p> <p>五 同 上</p> <p>(事故の確認が不要の場合)</p> <p>第六条 同 上</p> <p>五 同 上</p> <p>五 証券会社の代表者等が前条第四号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円相当額を上回らない場合</p> <p>新 設</p> <p>2 証券会社は、前項第五号の規定に該当する場合の事故について、当該事故の発生した本店又はその他の営業所を管轄する財務局長又は福岡財務支局長の確認を得ずに顧客に対して財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供したときは、当該申込み、約束又は提供をした日の属する月の翌月末までに、第八条に定める事項について、当該</p>
---	--

いて、当該財務局長又は福岡財務支局長に報告しなければならない。

(業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)

第十条 法第四十二条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。

一〜六 (略)

七 投資信託受益証券等(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券(証券会社に関する内閣府令第二十一条第二号イから八までに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。)、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、証券取引所に上場されているもの及び法第七十六条に規定する店頭売買有価証券に該当するものを除く。以下この号において同じ。)(の乗換え(現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け若しくはその委託等をいう。以下この号において同じ。))を勧誘するに際し、顧客(法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家を除く。)に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況

財務局長又は福岡財務支局長に報告しなければならない。

(業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)

第十条 法第四十二条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。

一〜六 (略)

七 投資信託受益証券等(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)に規定する投資信託若しくは外国投資信託の受益証券(証券会社に関する内閣府令(平成十年<sup>総理府</sup>大蔵省令第三十二号)第二十一条第二号イから八までに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。)、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、証券取引所に上場されているもの及び法第七十六条に規定する店頭売買有価証券に該当するものを除く。以下この号において同じ。)(の乗換え(現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け若しくはその委託等をいう。以下この号において同じ。))を勧誘するに際し、顧客(法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家を除く。)に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況

